

2020年（令和2年）2月21日

藤沢市認可保育所設置運営法人募集要項

1 募集目的

藤沢市では、平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」施行に伴い、「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」及び「藤沢市保育所整備計画（ガイドライン）」を策定し、様々な取組を進めてきました。

今後についても保育需要の伸びが予測されることから、保育の受け皿確保のため、認可保育所設置運営法人候補者の募集を行います。

2 応募資格

(1) 次のいずれかの条件を満たす法人

ア 令和2年4月1日時点で、神奈川県内または東京都内で認可保育所を2年以上運営している法人

イ 令和2年4月1日時点で、定款に記載されている事務所の所在地が藤沢市内の社会福祉法人

ウ 令和2年4月1日時点で、藤沢市内で幼稚園を2年以上運営している法人

エ 令和2年4月1日時点で、神奈川県内で認定こども園（幼保連携型、幼稚園型、保育所型のいずれかに限る）を2年以上運営している法人

オ 令和2年4月1日時点で、神奈川県内で地域型保育事業を2年以上運営している法人

カ 令和2年4月1日時点で、藤沢型認定（A型）保育施設を2年以上運営している法人

※ ア、ウ、エ、オ、カに該当する法人及び個人事業主について、令和2年4月1日時点で新たに法人格を取得し（予定も含む）、かつ応募資格に該当する保育事業を2年以上運営している場合は、市との協議上、応募資格を満たしているとみなします。

※ 既存の地域型保育事業所及び藤沢型認定保育施設を認可保育所へ移行する提案は不可とします。

(2) 保育所を設置運営するために下記（5）イで示される資力・信用を有していること。

(3) 継続的に安定した保育所運営ができること。

- (4) 児童福祉法、神奈川県の子童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（以下「設備運営基準条例」という。）等の関係法令に適合し、保育所保育指針を遵守して保育を実施すること。
- ※ ロッカー等は、可動式の場合でも有効面積から除く必要があります。
- (5) 以下の通知に示されている要件を満たしていること。
- ア 保育所の設置認可等について（平成12年3月30日 児発第295号）
- イ 「保育所の設置認可等について」の取り扱いについて（平成12年3月30日 児保第10号）
- ウ 不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について（平成16年5月24日 雇児発第0524002号・社援発第0524008号）

3 設置場所の条件

(1) 募集地区及び設置数

- ア 東南地区（藤沢・鶴沼・村岡エリア） 2園以上
- イ 西南地区（明治・辻堂エリア） 3園以上
- ウ 北部地区（湘南台・長後エリア） 3園以上

※ 東南地区については、設置場所等を考慮し、西南地区に振り分ける場合があります。

※ 一つの地区につき、一法人一提案とします。

※ 複数の事業者が同一物件で提案することは可能です。ただし、審査の結果選定する場合は、上位1提案のみとなります。

※ 既存の認可保育所、幼稚園及び認定こども園と一定の距離があることが望ましい。

※ 応募状況により、設置園数に変更となる場合があります。

- (2) 原則として風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規制に該当する店舗から一定の距離があること。（商業地域内30m以上、それ以外の地域70m以上）ただし、当該店舗が一定の距離内に存在する場合、提案事業者の責任により当該店舗から承諾等を得ていること。

- (3) 周辺の環境が認可保育所として支障がないこと。

- (4) 保育室の設置階数は建物の3階以下であること。

- (5) 災害時の緊急避難等、児童の安全が確保できる建物であること。

- (6) 屋外遊戯場が確保できない場合は、近くに代替えとなる公園があること。

- (7) 神奈川県が公表している津波浸水想定区域外であること。

※ 神奈川県ホームページ参照

(<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f532320/p892444.html>)

4 整備手法

次のいずれかの手法で整備するものとし、賃借期間は10年以上とします。

(1) 既存建物賃借型

既存建物を賃借し、内装等を改修することにより認可保育所を運営する。

(2) 新築建物賃借型

土地の所有者等が建物を新築し（建築中及び今後建築予定を含む）、当該建物を賃借のうえ、内装等を改修することにより認可保育所を運営する。

5 施設の条件

(1) 施設及び保育環境については、「設備運営基準条例」「保育所設置認可に係る審査基準」を満たすとともに、「保育所設置認可に係る行政指導の指針」に適合するよう努めること。

(2) 賃借する建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）に基づく検査済証を得ていること、もしくは、「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン（平成26年7月2日 国住指第1137号）」に則った指定確認検査機関による適合状況調査の結果、適法に施工済みであることが確認できること。

(3) 賃借する建物は、建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）を満たしていること。

また、賃借する建物が昭和56年5月31日以前に確認通知を受けている場合は、耐震診断により構造耐震指標（I_s値）が0.6以上、またはI_w値1.0以上であることが確認できること。

(4) 建物、消防及び給食設備等については、関係法令を遵守するとともに、所管官庁からの指示に従うこと。

6 運営の条件

(1) 定員規模

60名程度とする。

[定員構成モデル]

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
3人	10人	12人	12人	12人	12人	61人

※ 事前に市と協議し許可を得た場合は、応募状況により定員を増減した提案も可能とします。

※ 低年齢児に待機児童が多い状況を踏まえ、持ち上がりを考慮したうえ

のでできる限り1、2歳児の受け入れ枠を確保すること。

※ 定員120名程度の提案は、審査において加点をする場合があります。

※ 定員とは別に、原則3歳児の弾力受け入れ枠を設けることとし、枠を設ける場合は、審査において加点します。なお、持ち上がりを考慮し、4歳児及び5歳児にも同数の枠を設ける必要があります。但し、定員を超える受け入れが可能な施設面積を確保しており、かつ職員配置基準を満たすことが可能であること。

※ 0歳児の定員を設けない提案も可能とします。

(2) 入所対象児童

生後6ヶ月～小学校就学前の児童

※ 生後6ヶ月以前からの受入を提案することは可能とします。

(3) 職員配置

「保育所設置認可に係る審査基準」に定めるほか、1歳児の配置を1：5とすること。

(4) 開所時間

月～土曜日7時～18時

(5) 延長保育

月～金曜日18時～19時

※ 平日19時以降及び土曜日18時以降の延長保育を提案することは可能です。

(6) 休所日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、3日及び12月29日、30日、31日とする。

(7) 給食

ア 完全給食とすること。

イ 施設内調理により給食を提供すること。

※ 「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日 児発第86号通知）を遵守する場合に限り、給食調理業務の外部委託を認めるものとします。

(8) 開所時期

令和3年4月1日の開所とする。

※ 開所時期が令和3年4月2日以降の提案は不可とします。

※ 提案した開所年月日を厳守すること。（厳守されない場合、選考を取り消す場合があります。）

(9) 特別保育

ア 年度限定保育：年度限定保育は原則実施すること。

※ 初年度の入所調整は3歳児までとし、4歳児室・5歳児室を活用して、1歳児・2歳児の年度限定保育を実施することが望ましい。

〈藤沢市年度限定保育事業実施要綱〉

https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kodomo-se/seibi/documents/nen_dogenteiyoukou.pdf

イ 休日保育事業：事前に市と協議し、需要が見込まれる場合は提案可。

※ 提案にあたっては、「藤沢市休日保育実施要綱」を遵守すること。

〈藤沢市休日保育事業実施要綱〉

https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kodomo-se/seibi/documents/05k_yuujituhouikuyoukou.pdf

(10) 近隣住民との良好な関係を確保すること。

※ 事前相談期間中に設置場所の近隣住民に対し、「藤沢市認可保育所設置運営法人募集」に応募する予定であることを周知していただき、対応状況について選考委員会において聞き取りします。

(11) 保護者の送迎時の利便性と近隣への配慮のため、駐車スペース・駐輪スペース・ベビーカースペースを極力確保すること。

(12) プール遊びスペースを極力確保すること。

(13) 屋外遊戯場を極力確保すること。

7 補助金について

補助金制度については、今後の補助金制度に係る国・県の動向により、見直しをする場合があります。

(参考) 以下は国が示す令和2年度補助金の見込み額です。(保育対策総合支援事業費補助金活用)

※ 見込み額は、変更の可能性があります。

※ 国の補助金を活用する予定のため、当該補助金の交付決定が受けられない場合には事業を停止することがあります。

(1) 開設経費に対する補助金(建物賃借型)

ア 施設改修及び設備整備に要する費用の3/4を補助。

イ 改修等期間中の賃借料に係る費用(礼金、管理費及び共益費を含む)の3/4を補助(工事着工から開園までの最大6か月分(礼金含む))。

※ 補助上限額は、ア及びイの合計で4,725万円となります。また、イについては、月額833千円を上限として算定します。

ウ 設計・管理費等については補助対象経費となる可能性がありますので、ご相談ください。

- (2) 開設後賃借料に対する補助金（管理費及び共益費を含む）
建物賃借料に係る費用の1/2を補助（上限年額1,000万円（月額833千円））。
- (3) 運営費
- ア 児童保育委託費（公定価格に基づく運営費）
公定価格の試算については、内閣府 子ども・子育て支援新制度ホームページに掲載されている公定価格単価表（保育園）を参照してください。
（<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/seisyourei/r011001/tanka-2.pdf>）
- ※ 地域区分については、12/100となります。
- ※ 定員と入所児童数に一定の乖離があった場合には、市の基準に沿って利用定員の変更を行います。
- イ 保育所運営等業務委託費（市単独の（一部を国・県の補助金を財源とした）委託料で、年度当初に見込み金額で契約し、年度末に実績に応じた精算を行います。）
- ウ 年度限定保育事業に係る運営費補助
- エ 休日保育事業に係る運営費補助
- ※ ウ～エについては、実施した際、イに含んで支給します。助成額については、「藤沢市法人立保育所に対する運営等業務助成費取扱基準」を参照してください。なお、ウは新規事業のため記載がありませんが、詳細が確定次第公表いたします。
- https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kodomo-se/seibi/documents/to-riatukaikijyun201904_1.pdf

8 申込み手続き

- (1) 参加表明書の提出（必須）
- ※ 参加表明書提出の日時については、電話で子育て企画課に連絡をして調整してください。（電話番号：0466-50-3562）
- ア 受付場所
藤沢市 子ども青少年部 子育て企画課 施設整備担当
藤沢市朝日町1番地の1 本庁舎3階
- イ 受付期間
【受付開始】令和2年2月21日（金）
【締め切り】1次募集：令和2年3月19日（木）
2次募集：令和2年6月30日（火）

ウ 受付時間
9時～12時、13時～17時（土・日・祝日を除く）

エ 必要書類
藤沢市認可保育所設置運営法人募集に係る参加表明書

【添付書類】

①現地案内図、②計画平面図案、③土地公図写し④土地建物全部事項証明書、⑤法人の概要がわかる資料（パンフレット等）⑥既存運営施設の概要がわかる資料（パンフレット等）、⑦現地写真

(2) 質疑・回答

質問受付は各募集期間の締切日までです。

回答については、公平性の観点から他の事業者と共有する必要があると判断した場合にはホームページ上に掲載させて頂くことがあります。

(3) 提案書類の提出について

ア 受付場所
藤沢市 子ども青少年部 子育て企画課 施設整備担当
藤沢市朝日町1番地の1 本庁舎3階

イ 受付期間
1次募集：令和2年3月23日（月）・24（火）
2次募集：令和2年7月2日（木）・3日（金）

ウ 受付時間
9時～12時、13時～17時

エ 提出書類
次に掲げる書類を、受付期間中に正本1部、副本9部提出してください。

I 藤沢市認可保育所設置運営法人応募書類（様式1）

II 法人概要調書（様式2）

【添付資料】

(2-①)役員名簿及び代表者の経歴書

(2-②)過去3年間の法人収支決算書

※ 令和2年4月1日時点で法人となった場合は、下記の資料を添付すること。

・過去3年間の保育事業に係る「所得税青色申告決算書（収支内訳書）」の控え

・過去3年間の個人に係る「所得税申告書」の控え（第一表・第二表）

(2-③) 過去3年間の販売費及び一般管理費明細書

※ 令和2年4月1日時点で法人となった場合は不要。

Ⅲ 既存運営施設の概要に関すること（様式3）

【添付資料】

- (3-①)既存施設のパンフレット
- (3-②)既存施設の全体的な計画または教育課程
- (3-③)既存施設の案内図・配置図・平面図・現況写真
- (3-④)既存施設の直近2回分の所管官庁監査等結果写し
※ 監査等結果において指摘があった場合、その後の改善内容等について審査において聞き取りすることがあります。
- (3-⑤)既存施設の直近2年間の収支決算書

Ⅳ 事業計画書（様式4）

【添付資料】

- (4-①)賃借物件の概要が分かる書類（重要事項説明書等）
- (4-②)選定された場合に建物を借用する旨が証明できる覚書・誓約書等
- (4-③)開園までのスケジュール表
- (4-④)公図・周辺案内図（園庭の代わりに代替公園とする場合は道のりを記載）
- (4-⑤)配置図
- (4-⑥)広域避難場所及び避難施設までの経路・距離がわかる地図

Ⅴ 建物及び各室の状況調書（様式5）

【添付資料】

- (5-①)平面図、立面図（駐車場、駐輪スペース、ベビーカースペース、園庭、プールのスペースが「有」の場合は、その位置を平面図に記載すること）
- (5-②)現況写真（周囲の状況を含む）
- (5-③)検査済証の写しまたは「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン（平成26年7月2日 国住指第1137号）」に則った検査結果により、適法に施工済みであることが分かる書類
- (5-④)新耐震基準に適合していることが確認できる書類(耐震診断結果の写し等)
(昭和56年5月31日以前に確認通知を受けた建物の場合のみ提出)

Ⅵ 保育所運営に関する提案（様式6）

【添付資料】

- (6-①)全体的な計画
- (6-②)指導計画

- (6-③)食育計画
- (6-④)職員の研修計画・人材育成計画
- (6-⑤)年間の防災計画
- (6-⑥)保健計画
- (6-⑦)保育士・施設の自己評価計画
- (6-⑧)近隣対応にかかる資料、対応範囲地図

VII 職員に関する調書（様式7）

【添付資料】

- (7-①)必要保育士数算出表

※ 3歳児の職員配置基準は、国で見直しが図られる可能性があります。
開園にあたっては、開園日時点の基準で職員配置をすることとなります。

- (7-②)施設長の履歴書

- (7-③)職員採用計画（採用手法、スケジュール等）

VIII 資金計画書（様式8）

【添付資料】

- (8-①)借入金の償還計画表

- (8-②)工事費等概算見積書

IX 自己資金内訳書（様式9）

【添付資料】

- (9-①)残高証明書

X 開園後の資金収支予算書（様式10）

XI 誓約書（様式11）

* 正本のみに添付する資料

- ①建物及び用地の全部事項証明書
- ②法人定款
- ③法人の履歴事項全部証明書
- ④納税証明書（法人税・消費税及び地方消費税）
- ⑤役員名簿及び代表者の経歴書

※ 市長が必要と認める書類の追加提出を求める場合があります。

※ 応募に関する費用は応募者の負担となります。

※ 提出いただいた書類等は返却いたしません。

(4) 提出方法

事前にご連絡の上、持参してください。(郵送提出不可)

※ 提出にあたっては、1部ごとにA4版のファイルに綴り、各書類の先頭にはインデックスを付けてください。

※ 原本(1部)の表紙及び背表紙に「保育園名称(仮称)」「法人名」を記載してください。(テプラ等のシールも可)ただし、副本(9部)には、上記の記載やシール等の貼り付けはしないでください。

9 運営法人の選考と決定

選考委員会において書類審査・ヒアリング等により総合的に審査採点を行い、あらかじめ定めた合格点を上回る提案の中から点数が最も高いものを選定します。

(1) 選考委員会日程: 【1次募集】令和2年4月10日(金)～17日(金)
(予定) 【2次募集】令和2年7月20日(月)～22日(水)

(2) 開催場所

藤沢市役所 本庁舎内会議室(予定)

(3) 時間配分の日安

プレゼンテーション15分、提案内容ヒアリング30分

10 審査の基準

基本的な応募資格及び応募条件の確認を行い、資格・条件を満たす法人について、次の審査基準に基づき審査採点を行います。

(1) 法人の基本的要件

- ア 財務面の健全性・安定性
- イ 認可保育所の管理運営実績

(2) 事業の提案内容

- ア 設置条件の提案内容について
- イ 運営内容の提案内容について
- ウ 職員配置の提案内容について
- エ 資金計画の提案内容について

(3) 既存園の現地視察による保育内容等

法人が現在運営している認可保育所等への視察を行い、保育現場における保育内容等について採点いたします。

(4) プレゼンテーション及びヒアリング

法人の適性・提案内容・実現可能性等を総合的に判断いたします。事業の提案内容について、質疑に回答ができる実務担当者をご同席くださるようお願いいたします。

1.1 スケジュール (想定)

日程	内容
令和2年2月21日(金)	募集要項配布・参加表明・質問受付開始
3月19日(木)	【1次募集】 参加表明・質問受付終了
3月23日(月)・24日(火)	提案書類受付期間
4月6日(月)～9日(木)	保育現場視察
4月10日(金)～17日(金)	選考委員会 (プレゼンテーション、ヒアリング)
4月下旬	選考結果通知発送
6月中旬	6月議会において選考結果報告
	【2次募集】
6月30日(火)	参加表明・質問受付終了
7月2日(木)・7月3日(金)	提案書類受付期間
7月8日(水)～10日(金)	保育現場視察
7月20日(月)～22日(水)	選考委員会 (プレゼンテーション、ヒアリング)
7月下旬	選考結果通知発送
9月中旬	9月議会において選考結果報告
提案内容に応じて	県への事前協議 (神奈川県児童福祉審議会への諮問) 国補助金交付申請 (市→県) 国補助金交付決定 (県→市) 補助金交付申請 (法人→市) 補助金交付決定 (市→法人) 入札・工事契約・着工 県認可申請・県現地検査 竣工・検査 開設準備
令和3年4月1日	認可・開園

- ※ 選考結果については、可否にかかわらず、応募した法人すべてに郵送にて通知します。
- ※ 予算案の議決をもって正式決定となるため、選考結果の公表は予算の議決後となります。そのため、議決がされない場合は選定を取り消す場合があります。
- ※ 選定された場合は、神奈川県に対する認可に係る手続き及び書類提出等を迅速に対応していただくこととなりますのでご留意ください。

1 2 その他

- (1) 提出された応募書類は、公表等に必要な場合、無償で使用できるものとします。また、情報公開請求により開示する場合があります。なお、応募者の正当な利益を害するものについては、使用・開示の対象とはしません。
- (2) 補助金については、国の補助金を活用する予定のため、当該補助金の交付決定が受けられない場合には事業を停止することがあります。
- (3) 同一建物での提案については、選定する場合は上位1提案のみで、2位以下は落選となります。また、この場合、複数園を選定する地区においては、他の建物での提案を繰り上げて選定します。
- (4) 審査の結果、事業者として選定されたとしても、提出された提案内容、関係法令等に基づく保育所設置運営ができないと判断した場合には、事業者としての選定を取り消す可能性があります。その場合、次の条件を満たす提案を繰り上げることがあります。

<繰り上げにあたっての条件>

ア あらかじめ定めた合格点を上回っていること。

イ 令和3年4月1日に開所できること。

- (5) 応募や選定の状況により、2次及び3次募集を行わない場合があります。
- (6) 事業を行うために締結する契約については、市が行う契約事務の取扱いに準拠してください。また、業者の選定・備品購入については市内企業を優先してください。

【お問い合わせ先】

藤沢市 子ども青少年部 子育て企画課 施設整備担当

藤沢市役所本庁舎 3階

TEL 0466-50-3562 (直通)

FAX 0466-50-8428

E-mail fj3-kodomo-se@city.fujisawa.lg.jp

以 上